令和６年度～令和１０年度
浜松市中部協働センター
及び浜松市文化コミュニティセンター
並びに浜松文芸館
管理に関する基本協定書（案）

目　次

浜松市中部協働センター及び浜松市文化コミュニティセンター並びに浜松文芸館の管理に関する基本協定書

第 1 章 総　則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（本協定の目的）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（本協定の期間）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（信義誠実の原則）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（用語の定義）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（管理物件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（管理施設の使用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第 2 章 本業務の範囲と実施条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（本業務の範囲）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（業務実施条件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（業務範囲及び業務実施条件の変更）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第 3 章 本業務の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（本業務の実施）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（開業準備）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（第三者による実施）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（管理施設の改造等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（緊急時の対応）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（防災対策）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
第 4 章 情報の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（情報の保護）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（守秘義務）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（個人情報の保護）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（情報公開）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（事故発生時における報告）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
第 5 章 備品等の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（市の備品の管理）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（指定管理者による備品等の購入等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（備付物品の管理）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
第 6 章 業務実施に係る市の確認事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（事業計画書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

（日報）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（月次報告書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（事業報告書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（市による業務実施状況の確認）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（市による業務の改善勧告）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（市による業務の指示）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（その他報告事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
第7章 指定管理料及び利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（指定管理料の支払い）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（指定管理料の変更）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（利用料金収入の取扱い）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（利用料金の決定等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（利用料金の公表）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
第8章 損害賠償及び不可抗力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（損害賠償等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（第三者への賠償）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（保険）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（不可抗力発生時の対応）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（不可抗力によって発生した費用等の負担）・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（不可抗力による一部の業務実施の免除）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（不可抗力発生時の施設の管理）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（リスク分担）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
第9章 指定期間の満了等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（業務の引継ぎ等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（原状回復義務）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（協定終了時の備品等の扱い）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
第10章 指定期間満了以前の指定の取り消し ・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（市による指定の取り消し等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（指定管理者による指定の取り消しの申出）・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
（不可抗力による指定の取消し）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
（違約金）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
（取消し等による損害の賠償）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
（指定期間満了以前の取扱い）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
第11章 その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
（暴力団排除に関する協力義務）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
（権利・義務の譲渡の禁止）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
（法人格の変更等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

（本業務の範囲外の業務）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
（本業務の実施に係る指定管理者の口座）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
（請求、通知等の様式その他）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
（協定の変更）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
（解　釈）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
（疑義についての協議）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
（年度協定の締結）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
（裁判管轄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
個人情報の取扱いに係る特記事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
電気料等の精算に係る特記事項（令和５年度選定施設に係る特例措置）・・・22
仕様書
別紙１　管理物件
　　管理物品
別紙２　リスク分担表

浜松市中部協働センター及び浜松市文化コミュニティセンター
並びに浜松文芸館の管理に関する基本協定書

浜松市（以下「市」という。）と○○○○○（以下「指定管理者」という。）とは、次のとおり、浜松市中部協働センター（以下「協働センター」という。）及び浜松市文化コミュニティセンター（以下「センター」という。）並びに浜松文芸館（以下「文芸館」という。）の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第１章　総　則

（本協定の目的）

第１条　本協定は、市と指定管理者が相互に協力し、協働センター及びセンター並びに文芸館（以下「本施設」という。）を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（本協定の期間）

第２条　本協定の期間（以下「指定期間」という。）は、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までとする。

２　本施設の管理業務（以下「本業務」という。）に係る会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（信義誠実の原則）

第３条　市及び指定管理者は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第４条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）指定管理開始日　本施設に係る地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づく指定管理者の指定期間の開始日のことをいう。

（２）指定管理料　市が指定管理者に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。

（３）仕様書　浜松市中部協働センター及び浜松市文化コミュニティセンター並びに浜松文芸館指定管理者募集要項に示された本業務に係る仕様書の内容を基本として、本協定を実施する際の細目として市と指定管理者の協議の上定めるものをいう。

（４）自主事業　仕様書に規定した本業務以外の業務で、市長の承認を受けて指定管理者が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。

（５）提案書　本施設の指定管理者の公募にあたり、指定管理者が提出した事業提案書のことをいう。

（６）年度協定　本協定に基づき、市と指定管理者が指定期間中に必要に応じて年度毎に締結する協定のことをいう。

（７）　不可抗力　天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動、疫病等）その他市及び指定管理者の責めに帰すことのできないもので、市又は指定管理者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。なお、不可抗力に起因しない施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。

（８）法令　すべての法律､法規､条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規程をいう。

（９）利用料金　地方自治法第２４４条の２第８項の規定により、指定管理者の収入として収受する本施設の利用に係る料金をいう。

(10) 資本的支出　固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことになると認められる経費をいう。

(11) 修繕　固定資産の通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復することをいう。

(12) 備品　１年以上その形状を変えることなく使用し、かつ、保存に耐え得る物で１個又は１組につき取得価額又は評価価額が２万円以上の物品をいう。

(13) 管理物品　第Ⅰ種備品及び第Ⅱ種備品をいう。

(14) 第Ⅰ種備品　市が所有する備品で、本業務実施のために供する備品をいう。

(15) 第Ⅱ種備品　市が指定管理者に購入又は調達を指示する備品で、本業務実施のために供する備品をいう。

(16) 第Ⅲ種備品　指定管理者の任意により購入し、又は調達する備品で、本業務又は自主事業の実施のために供する備品をいう。

(17) 備付物品　利用料金を収受して利用者に貸し出す物品をいう。

（管理物件）

第５条　本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙１のとおりとする。

２　指定管理者は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

（管理施設の使用）

第６条　指定管理者は、本業務を遂行するために必要な範囲内において、管理施設を無償で使用することができる。

２　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、第５５条に定める自主事業を行う場合その他管理施設の目的を妨げない範囲において特に必要のある場合は、市の承認を得て、前項の範囲を超えて管理施設を使用することができる。

３　指定管理者は、前項の規定により管理施設を使用する場合において、地方自治法第２３８条の４第７項の規定に基づく行政財産の使用許可を必要とする場合は、浜松市公有財産管理規則（昭

和３９年規則第３０号）第９条に定めるところにより、市に対して、行政財産使用許可申請書を提出し、所定の使用料を納付しなければならない。

第２章　本業務の範囲と実施条件

（本業務の範囲）

第７条　浜松市協働センター条例（平成２４年浜松市条例第７４号。以下「協働センター条例」という。）第１６条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

（１）協働センターの利用の許可に関する業務

（２）協働センターの利用に係る利用料金の徴収に関する業務

（３）協働センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

（４）前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

２　浜松市文化コミュニティセンター条例（昭和６３年浜松市条例第４４号。以下「センター条例」という。）第５条の２に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

（１）集会、展示等のために施設を提供すること

（２）文化団体、コミュニティ団体等との連絡調整に関すること

（３）前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

（４）センターの利用の許可に関する業務

（５）センターの利用に係る利用料金の徴収に関する業務

（６）センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

（７）その他、センターの管理に関して市が必要と認める業務

３　浜松文芸館条例（昭和６３年浜松市条例第５１号。以下「文芸館条例」という。）第５条の２第２項に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

（１）浜松市及び遠州地方にゆかりのある文芸に関する資料を収集し、保管及び展示すること

（２）浜松市及び遠州地方にゆかりのある文芸に関する資料の調査及び研究を行うこと

（３）文芸に関する講座、講演会等を開催すること

（４）文芸資料に関する調査研究の報告書を作成し、頒布すること

（５）集会等のために施設の提供をすること

（６）前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める事業

（７）文芸館の利用の許可に関する業務

（８）文芸館の使用に係る利用料金の徴収に関する業務

（９）文芸館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(10) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

４　前各項に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

（業務実施条件）

第８条　指定管理者が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書又は年

度協定を締結している場合は年度協定書に示すとおりである。

（業務範囲及び業務実施条件の変更）

第９条　市又は指定管理者は、必要があると認める場合は、相手方に対する通知をもって第７条で定めた本業務の範囲及び第８条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

２　市又は指定管理者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

３　業務範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第３章　本業務の実施

（本業務の実施）

第１０条　指定管理者は、本条例、浜松市協働センター条例施行規則（平成２４年浜松市規則第１０２号。以下「協働センター規則」という。）及び浜松市文化コミュニティセンター条例施行規則（昭和６３年浜松市教育委員会規則第９号。以下「センター規則」という。）並びに浜松文芸館条例施行規則（平成１２年浜松市規則第７６号。以下「文芸館規則」という。）並びに次に掲げる法律その他の関係法令並びに本協定を遵守し、本業務を行わなければならない。

（１）地方自治法

（２）労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）その他労働に関する法令

（３）その他の関係法令

２　指定管理者は市と協議の上、本業務の実施にあたり浜松市行政手続条例（平成８年浜松市条例第６９号）の規定により、次の項目を定めるものとする。

（１）協働センター条例第７条及びセンター条例第７条及び文芸館条例第７条の規定による施設の利用許可の審査基準

（２）協働センター条例第９条第２項及びセンター条例第９条第１項及び文芸館条例第９条第１項の規定による利用料金の後納の審査基準

（３）協働センター条例第１０条及びセンター条例第１０条及び文芸館条例第１１条の規定による利用料金の減免の審査基準

（４）協働センター条例第１１条及びセンター条例第１１条及び文芸館条例第１２条の規定による利用料金の還付の審査基準

（５）協働センター条例第１３条及びセンター条例第１３条及び文芸館条例第１４条の規定による利用許可の取り消し等の処分基準

３　前項に定めるもののほか、指定管理者は市と協議の上、本施設の利用者に対する指導に関する手続きを定めるものとする。

（開業準備）

第１１条　指定管理者は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行うものとする。

２　指定管理者は、必要があると認める場合には、指定開始日に先立ち、市に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

３　市は、指定管理者から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（第三者による実施）

第１２条　指定管理者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に市の承諾を得た場合は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

２　指定管理者が前項ただし書の規定に基づき、本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者が負担するものとする。

（管理施設の改造等）

第１３条　管理施設の資本的支出については、市が自己の費用と責任において実施するものとする。

２　管理施設の修繕については、１件につき６０万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のもの（以下「大規模修繕」という。）については市が自己の費用と責任において実施するものとし、１件につき６０万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、資本的支出及び大規模修繕について、指定管理者の提案書に記載されている場合又は指定管理者からの申し出があった場合において、市は必要があると認めるときは、指定管理者の負担により指定管理者に行わせることができる。この場合において、市及び指定管理者は、当該資本的支出及び大規模修繕に係る施設・設備の所有権、管理責任、原状回復の必要性等の本協定の期間満了時の取扱いその他必要な事項を定めるものとする。

（緊急時の対応）

第１４条　指定期間中、本業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態（以下「事故等」という。）が発生した場合、指定管理者は直ちに必要な措置を講じるとともに、市（消防、保健所等を含む。）、警察その他の行政機関関係者に対して事故等発生の旨を通報しなければならない。

２　市は、前項の通報を受けたときは、直ちに指定管理者への必要な指示を行うとともに、必要に応じて管理施設の現地調査その他必要な対応を行うものとする。

３　事故等が発生した場合、指定管理者は市と協力して事故等の原因調査にあたるものとする。

（防災対策）

第１５条　指定管理者は、消防法（昭和２３年法律第１８６号）その他関係法令を遵守し、市と連携して、必要な防災対策を講じるものとする。

２　指定管理者は、防火管理者を選任したときは、市に報告するとともに、消防計画を作成した場合は、その写しを市に提出するものとする。

３　市は、防災対策の実施に関し、市の直接管理する公の施設と同様の研修、情報提供を指定管理者に対して行うものとする。

第４章　情報の取扱い

（情報の保護）

第１６条　指定管理者は、本業務を処理するための個人情報その他の情報の取扱いにあたっては、利用者その他関係者の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

（守秘義務）

第１７条　指定管理者の役員及び職員は、本業務を処理するために知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（個人情報の保護）

第１８条　指定管理者は、本協定による事務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６６条及び第６７条の規定及び個人情報の取扱いに係る特記事項を守らなければならない。

２　指定管理者は、前項の個人情報について、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、市に対する開示請求、訂正請求又は利用停止請求があった場合において、市から開示、訂正又は利用停止の要求があったときは、速やかにこれに応じなければならない。

３　指定管理者は、本業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

４　指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

５　指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、本業務を処理するために市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

６　指定管理者は、本業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、市の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

７　指定管理者は、指定の期間が終了し、又は指定を取り消されたときは、本業務を処理するために市から貸与され、又は指定管理者が収集し、若しくは作成した個人情報を自己又は市以外の者のために使用してはならない。

８　前項の場合において、指定管理者は、個人情報が記録された資料等を、指定の期間が終了し、又は指定を取り消された後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に方法

を指示したときは、当該方法によるものとする。

（情報公開）

第１９条　指定管理者は、浜松市情報公開条例（平成１３年浜松市条例第３２号）第２３条の２第１項の規定に基づき、本業務を行うにあたって保有する文書の公開に努めなければならない。

（事故発生時における報告）

第２０条　指定管理者は、この章の規定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従うものとする。指定の期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

第５章　備品等の扱い

（市の備品の管理）

第２１条　指定管理者は、別紙１に定める第Ⅰ種備品を、本業務実施のために供するものとする。

２　指定管理者は、指定期間中、第Ⅰ種備品を常に良好な状態に保たなければならない。

３　第Ⅰ種備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、速やかに市に報告するものとし、市は、必要に応じて当該第Ⅰ種備品の同等物品を購入し、又は調達する。ただし、市との協議により、指定管理者は、第Ⅱ種備品として当該第Ⅰ種備品の同等物品を購入又は調達することができる。

４　指定管理者は、故意又は過失により第Ⅰ種備品をき損滅失したときは、市との協議により、必要に応じて市に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入し、又は調達し、市に寄附しなければならない。

５　指定管理者は、第Ⅰ種備品について、浜松市物品管理規則（昭和４０年浜松市規則第１８号）に基づく市の管理に協力しなければならない。

（指定管理者による備品等の購入等）

第２２条　指定管理者は、別紙１に定める備品等（Ⅱ種）（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）を、自己の費用により購入又は調達し、本業務実施のために供するものとする。

２　備品等（Ⅱ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

３　指定管理者は、第１項に定めるもののほか、指定管理者の任意により備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。（以下「備品等（Ⅲ種）」という。）

４　備品等（Ⅱ種）及び備品等（Ⅲ種）の自主事業に関する料金は、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

５　指定管理者は、市が定める「物品管理マニュアル」に基づき、備品等を適正に管理するものとする。

（備付物品の管理）

第２２条の２　指定管理者は、別紙１に定める備付物品を本業務実施のために供するものとする。

２　指定管理者は、指定期間中、備付物品を常に良好な状態に保たなければならない。

３　備付物品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、速やかに市に報告するものとし、市は、必要に応じて当該備付物品の同等物品を購入又は調達する。ただし、市との協議により、指定管理者は、第Ⅱ種備品として当該備付物品の同等物品を購入又は調達することができる。

４　指定管理者は、故意又は過失により備付物品を毀損滅失したときは、市との協議により、必要に応じて市に対しこれを弁償又は自己の費用で当該備付物品と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達し、市に寄附しなければならない。

第６章　業務実施に係る市の確認事項

（事業計画書）

第２３条　指定管理者は、毎年度市が指定する期日までに、翌年度の事業計画書を提出し、市の確認を得なければならない。

２　市及び指定管理者は、事業計画書を変更しようとするときは、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

（日報）

第２４条　指定管理者は、毎開館日の終了後、速やかに次の各号に示す事項を記載した日報を作成しなければならない。

（１）本業務の実施状況に関する事項

（２）自主事業の実施状況に関する事項

（３）事故・苦情等の対応状況に関する事項

（４）施設・設備の損傷及び不具合に関する事項

（５）その他市が指示する事項

２　指定管理者は、作成した日報を管理施設に備え置き、市の求めがあるときは市に提出しなければならない。

（月次報告書）

第２５条　指定管理者は、月の終了後、速やかに次の各号に示す事項を記載した月次報告書を提出しなければならない。

（１）本業務の実施状況に関する事項

（２）自主事業の実施状況に関する事項

（３）事故・苦情等の対応状況に関する事項

（４）施設・設備等の損傷及び不具合に関する事項

（５）その他市が指示する事項

（事業報告書）

第２６条　指定管理者は、毎年度終了後、本業務に関し、４５日以内に次の各項に示す事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

（１）本業務の実施状況に関する事項
（２）管理施設の利用状況に関する事項
（３）利用料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
（４）提案した事業の実施状況に関する事項
（５）自主事業の実施状況及び収支状況等に関する事項
（６）利用者の苦情、要望又は意見に関する事項
（７）施設・設備の損傷及び不具合に関する事項
（８）事後評価での指摘及び意見に対する対応状況
（９）指定管理者との協定書で定める管理の状況を把握するために必要な事項
(10) 指定管理者による自己評価
(11) 労働関係法令について
(12) 施設運営に関する意見・要望について
(13) その他市が指示する事項

２　指定管理者は、市が年度途中において指定管理者に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から３０日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

３　市は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に対して文書による報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

（市による業務実施状況の確認）

第２７条　市は前条により指定管理者が提出した事業報告書に基づき、指定管理者が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

２　市は、前項における確認のほか、指定管理者による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理施設へ立ち入ることができる。また、市は、管理物件の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、随時当該管理の業務又は経理等の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指導をすることができる。

３　指定管理者は、市から前項の申し出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（市による業務の改善勧告）

第２８条　前条による確認の結果、指定管理者が本協定に定める義務を履行しない場合は、市は指定管理者に対して業務の改善を勧告するものとする。

２　指定管理者は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、当該勧告に従わない正当な理由のある場合を除いて、速やかにそれに応じなければならない。

（市による業務の指示）

第２９条　前条による勧告に応じない場合､市は指定管理者に対し必要な指示をすることができる。

（その他報告事項）

第２９条の２　本協定に別段の定めがある場合を除き、本業務執行上の誤り、施設、システム等のトラブル、指定管理者の違法又は不正な行為（第１２条第１項ただし書の規定に基づき第三者に本業務の一部を実施させた場合を含む｡)並びに指定管理者の役員及び当該管理施設職員の非違行為が発生した場合、指定管理者は、直ちに市に報告しなければならない。

第７章　指定管理料及び利用料金

（指定管理料の支払い）

第３０条　指定期間のうち令和６年４月１日から令和１０年３月３１日までの期間に係る指定管理料は、金５６０，０３８，０００円とし、その内訳は、次のとおりとする。

（１）令和６年度　　１１０，５８０，０００円（うち消費税及び地方消費税の額 10,052,700 円※）
（２）令和７年度　　１１１，１６１，０００円（うち消費税及び地方消費税の額 10,105,500 円※）
（３）令和８年度　　１１１，９５４，０００円（うち消費税及び地方消費税の額 10,177,600 円※）
（４）令和９年度　　１１２，７６１，０００円（うち消費税及び地方消費税の額 10,251,000 円※）
（５）令和１０年度　１１３，５８２，０００円（うち消費税及び地方消費税の額 10,325,600 円※）

※指定管理料のうち消費税及び地方消費税相当額について、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）並びにこれらを改正する法律で定める税率によるものとする。なお、本協定の締結日以降に消費税率の変更があったときは、消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとする。

２　指定管理料は、前項各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を、月割りによって計算した額を、毎月、指定管理者の請求により支払うものとする。この場合において当該額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は、すべて当該年度の最初の月に合算するものとする。

３　前項の規定による請求は、当該月の終了後速やかに、指定管理料の支払いに関する請求書を市に送付することにより行うものとする。

４　市は、前項の請求書を受領してから３０日以内に、当該請求書に係る指定管理料を支払うものとする。

５　市は、指定管理者が本協定に定める義務を履行しない場合は、指定管理者に対して、指定管理料の減額を請求することができる。

６　前項の規定により指定管理料の減額を請求する場合において、その減額割合は次の各号のいず

れかの方法により定めるものとする。

(1)　仕様書等に減額割合についての定めがあるときは、市がその定めに基づき決定し、指定管理者に通知する。

(2)　仕様書等に減額割合についての定めがないときは、市と指定管理者が協議して決定する。

（指定管理料の変更）

第３１条　市又は指定管理者は、指定期間中に賃金水準又は物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

２　市又は指定管理者は、前項の申し出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

３　変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

（利用料金収入の取扱い）

第３２条　指定管理者は、本施設に係る利用料金を当該指定管理者の収入として収受することができる。

２　指定管理者は、指定期間の満了日又は指定の取り消しがあった日後の利用に係る利用料金を事前に収受した場合は、市の指示するところにより、その利用料金に相当する金額を次の指定期間に係る指定管理者に支払わなければならない。

３　指定期間開始前に利用料金が納付され、指定期間開始後に利用許可の取り消しや予約の取り消しなどにより利用料金を還付する場合は、指定期間開始前の指定管理者が当該利用料金を還付する。

４　市は、まつぼっくりにおける口座振替により本施設の利用者から市の口座に振り込まれた管理物件に係る利用料金相当分を、指定管理者に支払う。

（利用料金の決定等）

第３３条　利用料金は、協働センター条例及びセンター条例並びに文芸館条例別表に定める額（同表に定める使用の単位（備付物件に係る使用の単位を含む。）を変更し、又は新たな単位を設定する場合にあっては、同表の規定による額を基準として市が別に定めるところにより算定した額）の範囲内において、指定管理者が市の承認を得て定めなければならない。指定管理者が本施設の利用に係るキャンセル料（利用者が協働センター条例施行規則第１２条第１項各号、センター条例施行規則第７条第１項各号、文芸館条例施行規則第９条第１項各号（利用料金の還付に関する規定）に定める日前までに利用の許可の取消しを申し出なかった場合に当該利用者が支払うべきであった利用料金に相当する額の範囲内において指定管理者が定める料金をいう。以下同じ。）を徴収する場合にあっても、同様とする。

２　指定管理者は、協働センター条例第１８条及びセンター条例第１０条並びに文芸館条例第１１条の規定により利用料金を減額し、若しくは免除し、又は協働センター条例第１９条及びセンター条例第１１条並びに文芸館条例第１２条の規定により利用料金を還付するときは、協働センタ

一規則及びセンター規則並びに文芸館規則及び第１０条第２項により指定管理者が定めた審査基準に基づき行わなければならない。

（利用料金の公表）

第３４条　指定管理者は、前条第１項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を管理施設の利用パンフレット、インターネット等の方法により公表しなければならない。

第８章　損害賠償及び不可抗力

（損害賠償等）

第３５条　指定管理者は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市が特別の事情があると認めたときは、市は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

（第三者への賠償）

第３６条　本業務の実施において、指定管理者に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が市の責めに帰すべき事由又は市と指定管理者双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではない。

２　市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

（保　険）

第３７条　本業務の実施にあたり、市が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

（１）建物総合損害共済（火災保険）

２　本業務の実施にあたり、指定管理者が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

（１）施設賠償責任保険

（２）その他必要な保険

（不可抗力発生時の対応）

第３８条　不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

（不可抗力によって発生した費用等の負担）

第３９条　不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、指定管理者は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって市に通知するものとする。

２　市は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で市と指定管理者の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。
３　不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で市が負担するものとする。なお、指定管理者が付保した保険によりてん補された金額相当分については、市の負担に含まないものとする。
４　不可抗力の発生に起因して市に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については市が負担するものとする。

（不可抗力による一部の業務実施の免除）

第４０条　前条第２項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、指定管理者は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。
２　指定管理者が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、市は、指定管理者との協議の上、指定管理者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

（不可抗力発生時の施設の管理）

第４１条　市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本施設の使用を停止し、市の管理下に置くことができるものとする。
（１）気象業務法（昭和２７年法律第１６５号）第１１条の２第１項の規定に基づく東海地震に関する観測情報、注意情報若しくは予知情報が発表された場合、大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号）第９条第１項の規定による警戒宣言が発せられた場合及び武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第２５条第１項（第１８３条において準用する場合も含む。）の規定による指定を浜松市が受けた場合において、市民の安全確保のために本施設の使用を停止する必要があると市が認めるとき。
（２）不可抗力が発生し、本施設を災害救援等の支援施設として使用させる必要があると市が認めるとき。
２　前項の場合において、指定管理料の取扱いその他必要な事項については、市と指定管理者の協議の上、決定するものとする。

（リスク分担）

第４２条　管理業務に関するリスク分担は、別紙２のとおりとする。

第９章　指定期間の満了等

（業務の引継ぎ等）

第４３条　指定管理者は、指定期間の終了による本協定の終了（以下第４５条までにおいて同じ。）

に際し、市又は市が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

２　市は、必要があると認める場合には、本協定の終了に先立ち、指定管理者に対して市又は市が指定する者による管理施設の視察、施設・設備の確認又は本施設の管理に関する経理状況に関する資料の提出を申し出ることができるものとする。

３　指定管理者は、市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（原状回復義務）

第４４条　指定管理者は、本協定の終了の日までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、市に対して管理物件を明け渡し及び引き渡さなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、市が認めた場合には、指定管理者は管理物件の原状回復を行わずに、別途市が定める状態で市に対して管理物件を明け渡し及び引き渡すことができるものとする。

３　指定管理者が第１項に定める義務を履行せず、管理施設に工作物等が残置されているときは、市は指定管理者が当該工作物等の所有権を放棄したものとみなして、任意にこれを処分することができる。この場合において、市に当該工作物等の撤去費用等が生じたときは、当該費用を指定管理者に請求することができる。

（協定終了時の備品等の扱い）

第４５条　本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 第Ⅰ種備品及び備付物品については、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して引き継がなければならない。

(2) 第Ⅱ種備品については、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して無償で譲渡しなければならない。

(3) 第Ⅲ種備品については、指定管理者が自己の責任と費用で撤去しなければならない。ただし、市と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して、無償又は有償で譲渡することができるものとする。

第 10 章　指定期間満了以前の指定の取消し

（市による指定の取消し等）

第４６条　市は、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成２０年浜松市条例第６１号）第１３条第２項の規定により、指定管理者が次の号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

（１）指定管理者が本業務等に際し、法令又は本協定に違反したとき。

（２）指定管理者が、地方自治法第２４４条の２第１０項の規定による市の指示に従わないとき。

（３）本業務に際し不正行為があったとき。
（４）指定管理者が市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
（５）指定管理者が本協定内容を履行しないとき。
（６）指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理者から本協定締結の解除の申し出があったとき。
（７）市が定めた行政手続法に基づく処分基準、その他指定管理者に対する処分に関する基準に該当するとき。
（８）指定管理者（指定管理者が共同事業体であるときは、そのいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
ア　役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
イ　暴力団又は暴力団員等が実質的に経営に関与していると認めるとき。
ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
オ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ　本業務に係る下請契約その他の契約にあたり、その相手方が、アからオまでのいずれかに該当すること（相手方が個人の場合は、役員等をその者と読み替える。）を知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
キ　指定管理者が、アからオまでのいずれかに該当する者（個人の場合は、役員等をその者と読み替える。）を本業務に係る下請契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、市が指定管理者に対して当該契約の解除を求め、指定管理者がこれに従わなかったとき。
（９）その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、市が指定管理者による本業務を継続することが適当でないと認めるとき。
２　市は、前項に基づいて指定の取り消し等を行おうとする際は、行政手続法に定めるところにより事前に意見陳述のための手続きを執らなければならない。
３　第１項の規定により指定の取消し等を行った場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。
　また、指定管理者は、指定の取消し等があった日後の利用に係る利用料金を事前に収受した場合は、第３２条第２項の規定にかかわらず、市の指示するところにより、その利用料金に相当する金額を次の指定期間に係る指定管理者又は市に支払わなければならない。

４　指定管理者は、第１項の規定により指定を取り消された場合にあっては、取消しの日から３年間は本市の指定管理者候補に応募することができないものとする。

第４６条の２　前条第１項各号に掲げる場合のほか、市は、管理施設を休止するとき又は本業務の範囲若しくは管理の基準の大幅な変更により指定管理者による本業務の継続が適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことができる。

２　前条第２項の規定は、前項の規定による指定の取り消しについて準用する。

（指定管理者による指定の取消しの申出）

第４７条　指定管理者は次のいずれかに該当する場合、市に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。また、第４号に規定する事由が生じたときは、速やかに市に報告するものとする。

（１）市が本協定内容を履行せず、又はこれに違反したとき

（２）市が任意に指定の取り消しを申し出たとき

（３）市の責めに帰すべき事由により指定管理者が損害又は損失を被ったとき

（４）その他指定管理者が必要と認めるとき

２　市は、前項の申し出を受けた場合、指定管理者との協議を経てその処置を決定するものとする。

（不可抗力による指定の取消し）

第４８条　市又は指定管理者は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

２　協議の結果やむを得ないと判断された場合は、市は指定の取消しを行うものとする。

３　前項における取消しによって指定管理者に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

（違約金）

第４９条　指定管理者は、第４６条の規定により、指定を取り消され、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、１ヶ月分の指定管理料に相当する額（指定管理料が生じない場合にあっては、施設の１ヶ月分の管理運営に要する費用を基準として市長が定める額）を違約金として市が指定する期日までに納めなければならない。

２　前項の規定により違約金が生じた場合において、市に未払いの指定管理料があるときは、市は、当該違約金債権と当該未払いの指定管理料債務を対等額にて消滅させることができる。

（取消し等による損害の賠償）

第５０条　指定管理者は、違約金によって、第４６条の規定による指定の取消し、又は本業務の全部若しくは一部の停止により市に与えた損害を補てんすることができないときは、その不足額に相当する金額を賠償しなければならない。

２　地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

（指定期間満了以前の取扱い）

第５１条　第４３条から第４５条までの規定は、第４６条から第４８条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、市と指定管理者が合意した場合はこの限りではない。

第 11 章　その他

（暴力団排除に関する協力義務）

第５２条　指定管理者は、本業務の遂行にあたって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

２　指定管理者は、本業務に係る下請契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行にあたって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、指定管理者を通じて市に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

（権利・義務の譲渡の禁止）

第５３条　指定管理者は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に市の承諾を受けた場合はこの限りではない。

（法人格の変更等）

第５４条　指定管理者は、合併、分割等により、法人格の変更又は団体を構成する要素の重要な変更（以下「法人格の変更等」という。）が見込まれる場合には、速やかに市に報告しなければならない。

２　市は、前項の報告があった場合は、法人格の変更等について確認するために必要な書類の提出を求めることができるものとする。

３　指定管理者は、前項の規定に基づき市から要求があったときは、速やかに必要な書類を市に提出しなければならない。

（本業務の範囲外の業務）

第５５条　指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

２　指定管理者は、自主事業を実施する場合は、市に対して自主事業の計画書を提出し、事前に市の承諾を受けなければならない。その際、市と指定管理者は必要に応じて協議を行うものとする。

３　市及び指定管理者は、自主事業を実施するにあたって、別途自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。
４　指定管理者は、応募時に実施の提案をした自主事業について実施しなければならない。ただし、市が認める特別の理由がある場合はこの限りではない。

（本業務の実施に係る指定管理者の口座）
第５６条　指定管理者は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。ただし、市と指定管理者間の協議により、固有の口座を開設しなくとも支出及び収入を適切に管理できる場合はこの限りではない。

（請求、通知等の様式その他）
第５７条　本協定に関する市と指定管理者との間の請求、通知、申請、申出、報告、承認、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面又は電子データにより行わなければならない。
２　本協定の履行に関して、市と指定管理者間で用いる言語は日本語とする。
３　本協定の履行に関して、市と指定管理者間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）の定めるところによる。

（協定の変更）
第５８条　本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、市及び指定管理者は協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

（解　釈）
第５９条　市が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、市が指定管理者の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

（疑義についての協議）
第６０条　本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、市及び指定管理者は協議の上、これを定めるものとする。

（年度協定の締結）
第６１条　本協定に基づき、市及び指定管理者は協議の上、年度協定を締結することができる。

（裁判管轄）
第６２条　本協定にから生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、本件土地を管轄する地方

裁判所をもって管轄裁判所とする。

本協定を証するため、本書を２通作成し、市と指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和　年　　月　　日

市
所在地　静岡県浜松市中区元城町１０３番地の２
名　称　浜松市
代表者　浜松市長　　中　野　祐　介　　印

指定管理者
所在地　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
名　称　○○○○○○○○○○○○○○○○
代表者　○○○○　　○　○　○　○　　印

個人情報の取扱いに係る特記事項

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づき、個人情報を取り扱う際には、以下の事項を遵守しなければならない。

1　指定管理者は、本協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間が終了した後も同様とする。
2　指定管理者は本協定の履行に関して知り得た個人情報について、市が指定した目的の範囲内でしか利用してはならない。
3　指定期間終了後、市の指示により保管を要するものとされた個人情報は、市が指定した目的の範囲内で使用することができる。ただし、市がその利用を停止するように求めたときは、指定管理者は直ちに利用を停止しなければならない。
4　指定管理者は業務上の目的で個人情報を取り扱う場合であっても、次の各号に掲げる行為を行う場合については、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定しなければならない。
(1) 個人情報を複製する場合
(2) 個人情報を送信する場合
(3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
(4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
5　指定管理者は組織的安全管理措置として次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
(1) 組織体制の整備
(2) 個人情報の取扱いに係る規律に従った運用
(3) 個人情報の取扱状況を確認する手段の整備
(4) 漏えい等の事案に対応する体制の整備
(5) 個人情報の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し
6　指定管理者は人的安全管理措置として、従事者に必要な教育をしなければならない。
7　指定管理者は物理的安全措置として、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
(1) 個人情報を取り扱う区域を限定しなければならない。
(2) 個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。
(3) 個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、市の許可を得るとともに、パスワード等を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置をとる。
8　指定管理者は技術的安全管理措置として次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
(1) 当該個人情報にアクセスする権限を有する者の範囲と権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しなければならない。
(2) アクセス権限を有しない者は、個人情報にアクセスしてはならない。
(3) アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報にアクセスして

はならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

(4) アクセス状況を記録し、その記録を一定期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析しなければならない。また、アクセス記録が改ざんされないように必要な措置をとらなければならない。

(5) 外部からの不正アクセスを防止するため、必要な措置をとらなければならない。

(6) 個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・作業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の従業員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置をとる。

9　指定管理者は、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、直ちに市に通報するとともに、その詳細について書面をもって報告しなければならない。あわせて、漏えいした個人情報の拡散を防止する等の必要な措置をとらなければならない。

10　指定管理者は、個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、業務責任者の指示に従い、一切の個人情報を溶解、焼却、切断等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。その際に市が立ち会いを求めた時は、業務に特別な支障を生じることがない限り拒むことはできない。

11　前項の規定により、廃棄を実施した場合は、その処分内容を書面により市に報告しなければならない。また、保有した個人情報をそのまま返却する場合においても同様に報告しなければならない。

12　指定管理者は、市の求めに応じ、個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、報告しなければならない。また、業務に特別の支障を生じる場合を除いて、市が実地検査を求めたときはこれに応じなければならない。

13　指定管理者は、業務の一部を第三者に委託（委託先が指定管理者の子会社である場合も含む。）する場合には、個人情報の取扱いについて第1項から第10項までの措置をとるように委託先を監督しなければならない。

電気料等の精算に係る特記事項（令和５年度選定施設に係る特例措置）

昨年度の電気料等の著しい価格上昇など、将来的な価格変動の見通しが困難であるため、令和５年度選定施設に係る特例措置として、本協定における施設の電気料等は以下のとおり精算することとする。

なお、本特記事項と本協定の本特記事項以外の条項で記載内容に相違があるときは、本特記事項の記載内容が優先するものとする。

（精算項目）

第１条　精算の対象とする項目（以下、「精算項目」という。）は次のとおりとする。

（１）電気料

（２）ガス料

（基準額）

第２条　精算の基準とする金額（以下「基準額」という。）は、３３，２８０千円とする。

２　基準額は、精算項目の年間合計額であり、消費税及び地方消費税を含む。

（実績額の報告）

第３条　指定管理者は、会計年度単位の精算項目に係る支出額の合計額（消費税及び地方消費税を含む。以下「実績額」という。）及び精算項目に係る使用量（以下「各使用量」という。）を、市が指定する日までに市に報告するものとする。

（増加した場合の精算）

第４条　当該年度の実績額が基準額から２割を超えて増加した場合、２割を超える分の全額を交付金として、当該年度の翌年度に市が指定管理者に対して交付するものとする。

２　前項に基づく交付金交付要綱は市が別に定める。

３　当該年度の実績額が基準額から２割を超えて増加した場合であっても、前年度と当該年度の精算項目の各使用量を比較し、各使用量に著しい増加があると認められ、かつ、その増加が指定管理者の責に帰すると認められるときは、第１項の交付金は交付しない。

（減少した場合の精算）

第５条　当該年度の実績額が基準額から２割を超えて減少した場合、２割を超える分の全額を、当該年度の指定管理料の最終支払い額から減額するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、当該年度の実績値額が基準額から２割を超えて減少した場合において第３条に規定による実績額の報告が市が指定する日までになされないときは、指定管理者は、２割を超える分の全額を、市が発行する納入通知書により指定する日までに支払う。

（一括協定の精算）

第６条　複数施設の一括協定の場合は、基準額と当該一括協定の対象施設の実績額の合計額を比較対象とした上で精算を行うものとする。

別紙１　管理物件

１　管理施設

＜第１章＞

（１）名　　称　　浜松市中部協働センター及び浜松市文化コミュニティセンター

（２）所 在 地　　浜松市中区早馬町２番地の１

（３）対 象 物 件　　鉄骨鉄筋コンクリート造地上６階地下１階

（４）敷 地 面 積　　4,292.68　㎡（うち、早馬緑地　676 ㎡）

（５）建 築 面 積　　2,216.595 ㎡

（６）基準階面積　　1,887.795 ㎡

（７）延 床 面 積　　10,375.021 ㎡

（８）施 設 内 訳

地下１階（床面積　341.766 ㎡　階高 5.00m）

受水槽・ポンプ室、倉庫、管理員ロッカー室、物入、
非常用エレベーター、非常用エレベーターロビー、端子盤室　ほか

１階（床面積　2,091.059 ㎡　階高 6.00m）

事務室（指定管理者用）、**中部協働センター事務室（運営は委託業務対象外）**、
人権啓発センター事務室（運営は委託業務対象外）、
小会議室（運営は委託業務対象外）、ふれあい広場（283 ㎡）、
エントランスホール、エスカレーター（１階から２階上昇、２階から１階下降各１基）、階段４（非常用階段含む）、サービスヤード、荷捌き室、中央監視室、機械駐車装置、出入口５箇所、旧生涯学習情報コーナー（展示スペース）、創造活動室、コーヒーカウンター、ウォータークーラー（１台）、
トイレ、倉庫、水槽置場、ゴミ置場、屋外機置場、車寄せ、二輪車置場

２階（床面積　1,989.884 ㎡　階高 5.50m）

ホール（406.82 ㎡、定員 300 人）、２１講座室（定員 42 人）、２２講座室（定員 30 人）（２１・２２講座室はギャラリーとしても利用可能）、アトリエ（定員 36 人）、
放送大学浜松サテライトスペース（運営は委託業務対象外）、
ロールバックスタンド収納庫、倉庫、前室、ロビー、教材室、湯沸室、控室、保管室、エスカレーター（１階から２階、２階から３階上昇及び３階から２階、２階から１階下降　各１基（一部重複））、階段５（非常用階段、ホール階段含む）、廊下、ウォータークーラー（１台）、トイレ

Ｍ３階（床面積　146.283 ㎡　階高 5.50m）

映写室、キャットウォーク、ファンルーム、ファン置場２

３階（床面積　1,887.795 ㎡　階高 5.50m）

ギャラリー５室（移動パネル附設）

部屋名	面積	移動パネル※	高さ
ギャラリー３１	472 ㎡	30 枚	4.2m
ギャラリー３２	100 ㎡	３枚	4.2m
ギャラリー３３	100 ㎡	３枚	4.2m
ギャラリー３４	100 ㎡	３枚	4.2m
ギャラリー３５	210 ㎡	18 枚	4.2m
計	982 ㎡	57 枚	パネル高さ 3.7m

※幅 2,300ｍｍ×高さ 3,693ｍｍ

ロビー、控室、湯沸室、保管室、エスカレーター（２階から３階上昇及び３階から２階下降　各１基（重複））、階段４（非常用階段含む）、ブリッヂ、テラス（非常及び保守用）、ウォータークーラー（１台）、トイレ

４階（床面積　1,554.296 ㎡　階高 3.80m）

特別会議室（定員 54 人）、クッキングルーム（定員 36 人）、ラウンジ、**放送大学浜松サテライトスペース（運営は委託業務対象外）、多文化共生センター（運営は委託業務対象外）、（公財）浜松国際交流協会事務室（運営は委託業務対象外）、更衣室（運営は委託業務対象外）、湯沸室（運営は委託業務対象外）、文芸館資料保管室（管理運営は文芸館）、文芸館講座室（管理運営は文芸館）、**倉庫、階段４（非常用階段含む）、廊下、ウォータークーラー（１台）、トイレ

５階（面積　1,504.034 ㎡　階高 4.05（5.00）m）

スタジオ（209 ㎡／更衣コーナー２室付き）、５１会議室（定員 42 人）、５２会議室（定員 18 人）、５３会議室（定員 48 人）、５４会議室（定員 24 人）、**文芸館展示室（管理運営は文芸館）、文芸館事務室（管理運営は文芸館）**、湯沸室、ラウンジ、倉庫２、階段４（非常用階段含む）、廊下、ウォータークーラー（１台）、トイレ

６階（床面積　798.345 ㎡　階高 4.90m）

空調機械室、電気室、自家発電気室、ファンルーム、ファン置場、エレベーター機械室

ＰＨ（床面積　53.130 ㎡）

非常用エレベーター機械室

共通　エレベーター（２基）、非常用エレベーター（１基）、エレベーターロビー、非常用エレベーターロビー

その他　敷地内の外構及び植栽（早馬緑地　676 ㎡含む）

＜第２章＞

（１）名　　称　　浜松文芸館

（２）所　在　地　　浜松市中区早馬町２番地の１

（３）施設概要等

対象物件　　鉄骨、鉄筋コンクリート造地上６階地下１階

※内、地上４階及び５階の一部

施設内訳　　４階　約88㎡

資料保管室：約 48㎡

講　座　室：約 40㎡

５階　約144㎡

展　示　室：約112㎡

事　務　室：約 32㎡

２　管理物品

（１）備品等（Ⅰ種）別紙備品台帳のとおり

（２）備品等（Ⅱ種）該当なし

（３）備品等（Ⅲ種）該当なし

備品等（Ｉ種）

	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
1	9802	1003010	ロッカー	1994/8/31	コクヨ　LK－３
2	9804	1003010	ロッカー	1994/8/31	コクヨ　LK－３
3	9808	1003010	ロッカー	1994/8/31	コクヨ　LK－３
4	9813	1003010	ロッカー	1994/8/31	コクヨ　LK－３
5	11363	13004001	グランドピアノ	1994/8/30	ヤマハ　CFⅢ－S　フルコン
6	11482	13006012	演奏用椅子	1994/8/30	ピアノ用　ヤマハ　No.100
7	12700	30002004	テレビ	1996/9/16	松下　TH－21JV1
8	84162	1001001	事務机	1988/6/23	片袖机(スチール製)
9	84163	1001001	事務机	1988/6/23	片袖机(スチール製)
10	84164	1001001	事務机	1988/6/23	片袖机(スチール製)
11	84167	1001001	事務机	1985/3/30	両袖AS－121号
12	84168	1001001	事務机	1988/6/23	片袖机(スチール製)
13	84169	1001001	事務机	1988/6/23	片袖机(スチール製)
14	84170	1001001	事務机	1988/6/23	片袖机(スチール製)
15	84171	1001002	脇机	1988/6/30	アイデックS325
16	84173	1001002	脇机	1988/6/30	アイデックS325
17	84174	1001002	脇机	1988/6/30	アイデックS325
18	84176	1001002	脇机	1988/6/30	アイデックS325
19	84177	1001002	脇机	1988/6/30	アイデックS325
20	84178	1001002	脇机	1988/6/30	アイデックS325
21	84180	1001005	受付机	1988/6/20	規格不明
22	84181	1001005	受付机	1988/6/20	規格不明
23	84182	1001005	受付机	1988/6/20	規格不明
24	84183	1001005	受付机	1988/6/20	規格不明
25	84184	1001005	受付机	1988/6/20	規格不明
26	84185	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
27	84186	1001006	会議用机	1988/6/20	可動
28	84187	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
29	84188	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
30	84189	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
31	84191	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
32	84192	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
33	84193	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
34	84195	1001006	会議用机	1988/6/20	可動
35	84196	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
36	84197	1001006	会議用机	1988/6/20	可動
37	84198	1001006	会議用机	1988/6/30	コクヨXKN－3426
38	84199	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
39	84201	1001006	会議用机	1988/6/20	規格不明
40	84202	1001006	会議用机	1988/6/20	可動
41	84203	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
42	84204	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
43	84205	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
44	84206	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
45	84207	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
46	84209	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
47	84210	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
48	84211	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
49	84212	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
50	84213	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
51	84214	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
52	84215	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
53	84216	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
54	84217	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
55	84218	1001006	会議用机	1988/6/30	コクヨXKN－3002
56	84221	1001006	会議用机	1988/6/20	規格不明
57	84222	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
58	84223	1001006	会議用机	1988/6/30	コクヨXKN－3426
59	84224	1001006	会議用机	1988/6/30	コクヨXKN－3002
60	84225	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
61	84227	1001006	会議用机	1988/6/30	コクヨXKN－3426
62	84228	1001006	会議用机	1988/6/30	コクヨXKN－3426
63	84229	1001006	会議用机	1988/6/30	コクヨXKN－3002
64	84230	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB

備品等（Ｉ種）

	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
65	84232	1001006	会議用机	1988/6/30	ホートク
66	84233	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
67	84234	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
68	84240	1001006	会議用机	1988/6/30	コクヨXKN－3002
69	84242	1001006	会議用机	1988/6/20	規格不明
70	84243	1001006	会議用机	1988/6/20	規格不明
71	84244	1001006	会議用机	1988/6/20	規格不明
72	84245	1001006	会議用机	1988/6/20	規格不明
73	84246	1001006	会議用机	1988/6/20	規格不明
74	84247	1001006	会議用机	1988/6/20	規格不明
75	84250	1001006	会議用机	1988/6/20	規格不明
76	84251	1001006	会議用机	1988/6/20	規格不明
77	84252	1001006	会議用机	1988/6/20	規格不明
78	84253	1001006	会議用机	1988/6/20	規格不明
79	84254	1001006	会議用机	1988/6/20	規格不明
80	84255	1001006	会議用机	1988/6/20	規格不明
81	84256	1001006	会議用机	1988/6/30	ホートク
82	84257	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
83	84258	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
84	84259	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
85	84260	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
86	84261	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
87	84262	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
88	84263	1001006	会議用机	1988/6/20	可動
89	84264	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
90	84265	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
91	84266	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
92	84267	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
93	84268	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
94	84269	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
95	84270	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
96	84271	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
97	84272	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
98	84273	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
99	84274	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
100	84275	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
101	84276	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
102	84277	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
103	84278	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
104	84279	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
105	84280	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
106	84281	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
107	84289	1001006	会議用机	1988/6/30	コクヨXKN－3002
108	84290	1001006	会議用机	1988/6/30	コクヨXKN－3002
109	84291	1001006	会議用机	1988/6/30	コクヨXKN－3002
110	84294	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
111	84296	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
112	84297	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
113	84298	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
114	84299	1001006	会議用机	1988/6/30	ノル54－123
115	84300	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
116	84301	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
117	84302	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
118	84304	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
119	84305	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
120	84306	1001006	会議用机	1988/6/30	アイチCT－450LB
121	84315	1001006	会議用机	1988/6/30	コクヨXKN－3426
122	84319	1001007	特殊用途机	1988/6/20	操作卓
123	84323	1001009	応接テーブル	1988/6/30	センターテーブルホウトクPV8
124	84325	1001009	応接テーブル	1988/6/30	センターテーブルホウトクPV8
125	84327	1001009	応接テーブル	1988/6/30	サービステーブルホウトクRB－
126	84328	1001009	応接テーブル	1988/6/30	サービステーブルホウトクRB－
127	84329	1001009	応接テーブル	1988/6/30	サービステーブルホウトクRB－
128	84331	1001009	応接テーブル	1988/6/30	サービステーブルホウトクRB－

備品等（Ｉ種）

	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
129	84332	1001009	応接テーブル	1988/6/30	サービステーブルホウトクRB－
130	84333	1001009	応接テーブル	1988/6/30	サービステーブルホウトクRB－
131	84334	1001009	応接テーブル	1988/6/30	サービステーブルホウトクRB－
132	84335	1001009	応接テーブル	1988/6/30	サービステーブルホウトクRB－
133	84336	1001009	応接テーブル	1988/6/30	センターテーブルホウトクPV8
134	84338	1001012	教卓	1988/6/20	講義卓
135	84339	1001012	教卓	1988/6/20	講義卓
136	84340	1001012	教卓	1988/6/20	講義卓
137	84341	1001012	教卓	1988/7/10	講議卓コクヨWA－15W
138	84342	1001012	教卓	1988/6/20	講義卓
139	84343	1001012	教卓	1988/6/20	講義卓
140	84345	1001012	教卓	1988/6/20	講義卓
141	84346	1001013	座卓	1988/6/20	規格不明
142	84347	1001013	座卓	1988/6/20	規格不明
143	84348	1001013	座卓	1988/6/20	規格不明
144	84349	1001013	座卓	1988/6/20	規格不明
145	84350	1001013	座卓	1988/6/20	規格不明
146	84351	1001013	座卓	1988/6/20	規格不明
147	84352	1001013	座卓	1988/6/20	規格不明
148	84353	1001013	座卓	1988/6/20	規格不明
149	84354	1001013	座卓	1988/6/20	規格不明
150	84355	1001013	座卓	1988/6/20	規格不明
151	84356	1001013	座卓	1988/6/20	規格不明
152	84357	1001013	座卓	1988/6/20	規格不明
153	84358	1001013	座卓	1988/6/20	規格不明
154	84359	1001013	座卓	1988/6/20	規格不明
155	84360	1001013	座卓	1988/6/20	規格不明
156	84361	1001013	座卓	1988/6/20	規格不明
157	84362	1001014	食卓	1988/7/10	試食台イトーキTKT－6250
158	84363	1001014	食卓	1988/7/10	試食台イトーキTKT－6250
159	84364	1001014	食卓	1988/7/10	試食台イトーキTKT－6250
160	84365	1001016	演台	1988/6/20	規格不明
161	84367	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
162	84368	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
163	84369	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
164	84370	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
165	84371	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
166	84372	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
167	84373	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
168	84374	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
169	84375	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
170	84376	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
171	84377	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
172	84378	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
173	84380	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
174	84381	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
175	84382	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
176	84384	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
177	84385	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
178	84386	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
179	84387	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
180	84388	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
181	84389	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
182	84390	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
183	84391	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
184	84392	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
185	84393	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
186	84394	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
187	84395	1001018	展示台	1988/7/10	工芸台　ドラゴン
188	84396	1001020	工作台	2004/5/28	アイコ　TW－1890WHT
189	84397	1001020	工作台	2004/5/28	アイコ　TW－1890WHT
190	84398	1001020	工作台	2004/5/28	アイコ　TW－1890WHT
191	84399	1001020	工作台	2004/5/28	アイコ　TW－1890WHT
192	84400	1001020	工作台	2004/5/28	アイコ　TW－1890WHT

備品等（Ｉ種）

	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
193	84401	1001020	工作台	2004/5/28	アイコ　TW－1890WHT
194	84402	1001020	工作台	2004/5/28	アイコ　TW－1890WHT
195	84403	1001020	工作台	2004/5/28	アイコ　TW－1890WHT
196	84404	1001020	工作台	2004/5/28	アイコ　TW－1890WHT
197	84405	1001020	工作台	2004/5/28	アイコ　TW－1890WHT
198	84406	1001021	作業台	1988/6/30	ホートク
199	84407	1001021	作業台	1988/6/30	イトーキWL－510
200	84408	1001021	作業台	1988/6/30	ホートク
201	84409	1001021	作業台	1988/6/30	ホートク
202	84410	1001021	作業台	1988/6/30	ホートク
203	84411	1001021	作業台	1988/6/30	ホートク
204	84412	1001021	作業台	1988/6/30	ホートク
205	84413	1001021	作業台	1988/7/10	ITOS－100
206	84414	1001021	作業台	1988/7/10	ITOS－100
207	84415	1001021	作業台	1988/10/4	トヨダ
208	84418	1001022	彫塑台	1988/7/10	450×400×1000
209	84419	1001022	彫塑台	1988/7/10	450×400×1000
210	84420	1001022	彫塑台	1988/7/10	450×400×1000
211	84421	1001022	彫塑台	1988/7/10	450×450×850
212	84422	1001022	彫塑台	1988/7/10	450×450×850
213	84423	1001022	彫塑台	1988/7/10	450×450×850
214	84424	1001022	彫塑台	1988/7/10	450×450×850
215	84425	1001022	彫塑台	1988/7/10	450×450×850
216	84426	1001022	彫塑台	1988/7/10	450×450×850
217	84427	1001022	彫塑台	1988/7/10	450×450×850
218	84428	1001022	彫塑台	1988/7/10	450×450×850
219	84429	1001022	彫塑台	1988/7/10	500×450×700
220	84430	1001022	彫塑台	1988/7/10	500×450×700
221	84431	1001022	彫塑台	1988/7/10	500×450×700
222	84432	1001022	彫塑台	1988/7/10	700×500×600
223	84433	1001022	彫塑台	1988/7/10	700×500×600
224	84434	1001022	彫塑台	1988/7/10	700×500×600
225	84436	1001022	彫塑台	1988/7/10	500×450×700
226	84437	1001022	彫塑台	1988/7/10	450×400×1000
227	84438	1001022	彫塑台	1988/7/10	450×450×850
228	84439	1001022	彫塑台	1988/7/10	450×400×1000
229	84440	1001022	彫塑台	1988/7/10	450×400×1000
230	84441	1001022	彫塑台	1988/7/10	450×400×1000
231	84442	1001022	彫塑台	1988/7/10	450×450×850
232	84443	1001022	彫塑台	1988/7/10	450×400×1000
233	84444	1001022	彫塑台	1988/7/10	450×400×1000
234	84465	1001025	電話台	1988/7/10	ダイチ
235	84467	1001026	置台	1988/6/20	たたみ台
236	84468	1001026	置台	1988/6/20	たたみ台
237	84469	1001026	置台	1988/6/20	たたみ台
238	84470	1001026	置台	1988/6/20	たたみ台
239	84479	1001035	ベッド	1988/6/20	ベビーサークル
240	84480	1001038	踏み台	1988/7/10	ステップ
241	84481	1001038	踏み台	1988/7/10	ステップ
242	84482	1001039	鏡台	1988/6/20	(b)
243	84483	1001039	鏡台	1988/6/28	姿見　W55×H155
244	84485	1001039	鏡台	1988/6/20	(a)
245	84486	1001039	鏡台	1988/6/20	(a)
246	84544	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル54－101
247	84545	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル54－101
248	84546	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル54－101
249	84547	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル54－101
250	84548	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル54－101
251	84549	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル54－101
252	84550	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル54－101
253	84551	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル54－101
254	84553	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル54－101
255	84554	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル54－101
256	84559	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ホウトクPV210A

備品等（Ｉ種）

	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
257	84568	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル54－103
258	84575	1002005	会議用椅子	1988/6/30	コクヨXKN－1908
259	84577	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
260	84581	1002005	会議用椅子	1988/6/30	コクヨCR－G30AK
261	84593	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル54－103
262	84594	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ホウトクPV210A
263	84596	1002005	会議用椅子	1988/6/20	規格不明
264	84607	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル54－103
265	84609	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル54－103
266	84611	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ホウトクPV210A
267	84614	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ホウトクPV210A
268	84615	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル54－103
269	84617	1002005	会議用椅子	1988/6/30	コクヨCR－G30AK
270	84618	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル54－103
271	84621	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ホウトクPV210A
272	84625	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ホウトクPV210A
273	84626	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ホウトクPV210A
274	84631	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
275	84635	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
276	84636	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
277	84637	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
278	84638	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
279	84639	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
280	84640	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノノ1050A2
281	84641	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
282	84642	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
283	84648	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ホウトクPV210A
284	84652	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
285	84653	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
286	84654	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
287	84655	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
288	84664	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル54－103
289	84667	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ホウトクPV210A
290	84680	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル54－103
291	84685	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル54－103
292	84689	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
293	84697	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
294	84698	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
295	84699	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
296	84700	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
297	84701	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
298	84702	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
299	84703	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
300	84704	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
301	84716	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
302	84744	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
303	84748	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
304	84755	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
305	84757	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ホートクPV210A
306	84758	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル1050A2
307	84759	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ホウトクPV210A
308	84769	1002005	会議用椅子	1988/6/30	コクヨXKN－1908
309	84775	1002005	会議用椅子	1988/6/30	ノル421－2W
310	84783	1002010	応接椅子	1988/6/30	ホウトクPV230A
311	84784	1002010	応接椅子	1988/6/30	ホウトクPV230A
312	84785	1002010	応接椅子	1988/6/20	規格不明
313	84786	1002015	ベンチ	1988/6/30	ダイチDB－02P
314	84787	1002015	ベンチ	1988/6/30	ダイチDB－02P
315	84788	1002015	ベンチ	1988/6/30	オカムラ8353DD
316	84789	1002015	ベンチ	1988/6/30	ダイチDB－02P
317	84790	1002015	ベンチ	1988/6/30	ダイチDB－02P
318	84791	1002015	ベンチ	1988/6/30	オカムラ8353DD
319	84810	1003003	引き違い保管庫	1988/6/30	オカムラ
320	84811	1003003	引き違い保管庫	1988/7/10	イト－6355DP

備品等（Ｉ種）

	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
321	84812	1003003	引き違い保管庫	1988/6/30	オカムラ
322	84813	1003005	図面保管庫	1988/6/30	コクヨMC－A2M
323	84814	1003007	掃除用具入れ	1988/7/10	コクヨCLK－45
324	84815	1003007	掃除用具入れ	1988/7/10	コクヨCLK－45AY
325	84816	1003007	掃除用具入れ	1988/7/10	コクヨCLK－45AY
326	84817	1003007	掃除用具入れ	1988/8/20	コクヨCLK－45AY
327	84819	1003009	食器戸棚（食器棚）	1988/6/30	食器戸棚1200×900
328	84820	1003009	食器戸棚（食器棚）	1988/6/30	コクヨBK－3
329	84821	1003009	食器戸棚（食器棚）	1988/6/20	サイドボード
330	84822	1003009	食器戸棚（食器棚）	1988/6/30	コクヨBK－3
331	84823	1003009	食器戸棚（食器棚）	1988/11/14	1200×900
332	84828	1003010	ロッカー	1988/6/30	コクヨLK－3AY
333	84830	1003010	ロッカー	1988/6/30	コクヨLK－Z6
334	84831	1003010	ロッカー	1988/6/30	コクヨLKZ－6
335	84832	1003010	ロッカー	1988/6/30	コクヨLK－Z6AY
336	84833	1003010	ロッカー	1988/6/30	コクヨLK－3AY
337	84835	1003010	ロッカー	1988/6/30	コクヨLK－3AY
338	84837	1003018	整理棚	1988/7/30	コクヨ
339	84838	1003018	整理棚	1988/7/30	コクヨ
340	84840	1003018	整理棚	1988/12/10	ITO
341	84841	1003018	整理棚	1988/8/30	コクヨ66346534
342	84842	1003018	整理棚	1988/7/30	コクヨ
343	84843	1003018	整理棚	1988/7/30	コクヨ
344	84844	1003018	整理棚	1988/7/10	ライオン3446
345	84845	1003018	整理棚	1988/7/30	コクヨ
346	84846	1003018	整理棚	1988/7/10	ライオン3446
347	84847	1003018	整理棚	1988/7/10	ライオン3446
348	84850	1003018	整理棚	1988/12/10	ITO
349	84851	1003018	整理棚	1988/12/10	ITO
350	84852	1003018	整理棚	2001/2/28	プラス　R－22C
351	84853	1003021	陳列ケース	1988/9/1	カギ付
352	84854	1003021	陳列ケース	1988/7/10	ITO陳列ケースFD－3320
353	84857	1003023	引き出し式キャビネット	1988/6/30	工具用　オカムラ6710GS
354	84858	1003023	引き出し式キャビネット	1988/6/30	オカムラ4236ZZ
355	84859	1003023	引き出し式キャビネット	1988/6/30	オカムラ4236ZZ
356	84860	1003023	引き出し式キャビネット	1988/6/30	オカムラ4236ZZ
357	84861	1003023	引き出し式キャビネット	1988/6/30	オカムラ4236ZZ
358	84863	1003023	引き出し式キャビネット	1988/6/30	工具用　オカムラ6710GS
359	84864	1003023	引き出し式キャビネット	1988/6/30	オカムラ4236ZZ
360	84865	1003023	引き出し式キャビネット	1988/6/30	プラスB6－23
361	84866	1003023	引き出し式キャビネット	2005/2/28	埼玉福祉会　BWN－L56CP一式
362	84868	1003026	金庫	1988/7/10	イトーT761LS
363	84872	1003030	屑入れ（箱）	1988/7/10	レインダストポットライオン42
364	84873	1003030	屑入れ（箱）	1988/7/10	レインダストポットライオン42
365	84876	1004004	ハンガースタンド	1988/7/10	コート用　ライオン545－70
366	84877	1004004	ハンガースタンド	1988/7/10	コート用　ライオン545－70
367	84878	1004005	傘立て	1988/6/30	ダイチR－23M
368	84882	1004005	傘立て	1988/6/30	ダイチ60人用
369	84884	1004006	パンフレット立て	1988/7/10	コクヨZRPS10
370	84887	1004006	パンフレット立て	1988/7/10	ITOPS－121
371	84892	1004013	間仕切りパネル	1988/11/9	ダイイチ
372	84896	1004013	間仕切りパネル	1988/11/9	ダイイチ
373	84897	1004013	間仕切りパネル	1988/11/9	ダイイチ
374	84900	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
375	84901	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
376	84902	1004016	パーテーションスタンド	1988/8/20	ベース　ダイチ
377	84903	1004016	パーテーションスタンド	1988/8/20	ベース　ダイチ
378	84904	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
379	84908	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
380	84909	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
381	84910	1004016	パーテーションスタンド	1988/8/20	ベース　ダイチ
382	84911	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
383	84912	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
384	84915	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース

備品等（Ｉ種）

	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
385	84916	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
386	84917	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
387	84919	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
388	84920	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
389	84921	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
390	84922	1004016	パーテーションスタンド	1988/8/20	ベース ダイチ
391	84924	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
392	84925	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
393	84927	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
394	84928	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
395	84929	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
396	84931	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
397	84932	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
398	84933	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
399	84934	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
400	84935	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
401	84936	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
402	84937	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
403	84939	1004016	パーテーションスタンド	1988/8/20	ベース ダイチ
404	84940	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
405	84941	1004016	パーテーションスタンド	1988/8/20	ベース ダイチ
406	84943	1004016	パーテーションスタンド	1988/6/30	ダイチパーティションベース
407	84944	1004016	パーテーションスタンド	1988/8/20	ベース ダイチ
408	85022	13004001	グランドピアノ	1988/7/6	カワイRX－A
409	85023	13004001	グランドピアノ	1988/6/28	ヤマハCF
410	85029	14002025	支柱	2000/8/10	バレー用スタンド×３ バー×４
411	85030	22005007	台車	1988/7/10	小
412	85031	22005007	台車	2002/5/28	オカムラ 4W57DZ－Z32
413	85032	22005007	台車	2002/5/28	オカムラ 4W57DZ－Z32
414	85033	22005007	台車	2002/5/28	オカムラ 4W57DZ－Z32
415	85034	22005007	台車	2004/5/31	コクヨ TK－T100
416	85035	22005007	台車	2004/5/31	コクヨ TK－T100
417	85036	22005007	台車	1988/7/10	プラスEC－30
418	85038	22005007	台車	1988/6/30	コトブキFE－361
419	85039	22005007	台車	1988/7/10	コクヨテーブル用台車KT－T1
420	85042	22005007	台車	1988/7/10	小
421	85044	22005007	台車	1988/6/28	ヤマハピアノ運搬車CGP－2
422	85055	22005007	台車	1988/7/10	小
423	85057	22005007	台車	1988/7/10	コクヨTK－T10
424	85058	22005007	台車	1988/6/30	コトブキFE－361
425	85060	22005007	台車	1988/6/30	コトブキFE－361
426	85062	22005007	台車	1988/8/20	コクヨTK－42
427	85063	22005007	台車	1988/6/30	コトブキFE－361
428	85065	22005007	台車	1988/6/30	コトブキFE－361
429	85067	22005007	台車	1988/7/10	プラスEC－30
430	85068	22005007	台車	1988/8/20	コクヨTK－42
431	85069	22005007	台車	1988/8/20	コクヨTK－42
432	85070	22005007	台車	1988/7/10	コクヨTK－T10
433	85073	22005007	台車	1988/6/27	コクヨテーブル台車TK－T10
434	85074	22005007	台車	1988/7/10	コクヨTK－T10
435	85076	27001016	チェーンソー	2003/2/28	日立 CS40ED2
436	85077	27001060	リフト	1988/6/30	フジチコウステージタワーHSS
437	85081	30001006	スピーカー	2003/3/24	RAMSA WS－A200ケーブル付
438	85082	30001006	スピーカー	2003/3/24	RAMSA WS－A200ケーブル付
439	85100	30001013	ワイヤレスアンプ	2006/2/23	パナソニックWX－281
440	85129	30001026	機器スタンド	2003/3/24	RAMSA W2－SS200
441	85130	30001026	機器スタンド	2003/3/24	RAMSA W2－SS200
442	85143	30002005	掃除機	1988/6/30	日立CV－F190
443	85144	30002005	掃除機	1988/6/30	日立CV－F190
444	85148	30003008	照明用器具	1988/6/30	ミニライティングキッドソニーK
445	85159	31001010	交換レンズ	1988/6/30	ズームレンズ AF70－210
446	85161	31001010	交換レンズ	1988/6/30	広角 オリンパスAF28mm2．8
447	85162	31001015	三脚	1988/6/30	ナショナルNV－M220
448	85164	31001015	三脚	1988/6/30	ナショナルNV－M220

備品等（Ｉ種）

	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
449	85171	31002009	8ミリ映写機	1979/3/22	エルモST－1200HD
450	85172	31002010	スライド映写機	1977/3/28	キャノンオートスライド650E
451	85173	31002010	スライド映写機	1981/10/16	Canonオートスライド650
452	85179	31002016	映写スクリーン	2002/8/23	自立式携帯ロールスクリーン　80型
453	85299	34001013	ストレッチャー	1988/6/30	KK－200
454	85307	45001001	案内板	1988/8/20	コクヨGB－8
455	85308	45001001	案内板	1988/8/20	コクヨGB－8
456	85309	45001001	案内板	1988/8/20	コクヨGB－8
457	85310	45001001	案内板	1988/8/20	コクヨGB－8
458	85311	45001001	案内板	1988/11/19	ダイチ
459	85321	45001001	案内板	1988/6/20	カウンターサイン
460	85322	45001003	表示板	1988/6/20	(b)
461	85341	45001004	展示パネル	1988/7/13	クロス張り
462	85359	45002002	ホワイトボード	1988/6/30	可動コクヨ
463	85360	45002002	ホワイトボード	1988/6/30	可動コクヨ
464	85362	45002002	ホワイトボード	1988/6/30	可動コクヨ
465	85363	45002002	ホワイトボード	1988/7/10	コクヨBB－R234
466	85364	45002002	ホワイトボード	1988/6/30	可動コクヨ
467	85365	45002002	ホワイトボード	1988/6/30	可動コクヨ
468	85367	45002002	ホワイトボード	1988/6/30	可動コクヨ
469	85369	45002002	ホワイトボード	1988/6/30	可動コクヨ
470	85371	45002002	ホワイトボード	1988/6/30	可動コクヨ
471	85372	46001002	碁盤	1988/6/30	磁石の石付
472	85373	46001003	茶道具	1988/6/30	抹茶鬼面風炉釜
473	85383	48003001	日本画	1967/11/5	日光の山
474	85628	22005007	台車	2008/3/31	折畳みイス用台車　プラスCW－31T
475	85630	22005007	台車	2008/3/31	折畳みイス用台車　プラスCW－31T
476	86687	1001001	事務机	1992/6/12	ITO　PS－NK107Sコア付
477	86696	1001030	平台	1989/3/31	規格不明
478	86697	1001030	平台	1989/3/31	規格不明
479	86698	1001030	平台	1989/3/31	規格不明
480	86699	1001030	平台	1989/3/31	規格不明
481	86700	1001030	平台	1989/3/31	規格不明
482	86701	1001030	平台	1989/3/31	規格不明
483	86702	1001030	平台	1989/3/31	規格不明
484	86703	1001030	平台	1989/3/31	規格不明
485	86704	1001030	平台	1989/3/31	規格不明
486	86705	1001030	平台	1989/3/31	規格不明
487	86706	1001030	平台	1989/3/31	規格不明
488	86707	1001030	平台	1989/3/31	規格不明
489	86709	1003002	両開保管庫	1989/3/31	半双入
490	86710	1003002	両開保管庫	1989/3/31	半双入
491	86711	1003002	両開保管庫	1993/3/31	ITO　FH－G19
492	86712	1003002	両開保管庫	1993/3/31	ITO　FH－G7
493	86713	1003002	両開保管庫	1993/3/31	ITO　FH－G19
494	86714	1003002	両開保管庫	1993/3/31	ITO　FH－G19
495	86715	1003002	両開保管庫	2000/2/7	ITO　FH－G7化粧板ベース付
496	86721	1003018	整理棚	1988/7/10	ライオン3446
497	86722	1003018	整理棚	1991/12/27	ITO　PS－NK046BWS
498	86724	1003018	整理棚	2000/3/29	ライオンVGB－11K
499	86725	1003018	整理棚	2000/3/29	ライオンVGB－11K
500	86727	1003023	引き出し式キャビネット	1993/3/31	ITO　FB－G12
501	86738	1004006	パンフレット立て	1991/7/19	ITO　KA4－12
502	86739	1004006	パンフレット立て	1991/7/19	ITO　KA4－12
503	86742	1004013	間仕切りパネル	2000/3/29	イトーキFSE－98AGC
504	86744	1004016	パーテーションスタンド	1992/3/31	ダイチ　PB－95－K
505	86745	1004016	パーテーションスタンド	1992/3/31	ダイチ　PB－95－K(ロープ付)
506	86746	1004016	パーテーションスタンド	1992/3/31	ダイチ　PB－95－K(ロープ付)
507	86758	13004001	グランドピアノ	1994/10/20	ヤマハ　C3E　ピアノプレーヤー付
508	86842	22005007	台車	1990/3/28	TK－T10
509	86843	22005007	台車	1990/3/28	TK－T10
510	86844	22005007	台車	1990/3/28	TK－T10
511	86845	22005007	台車	1990/3/28	TK－T10
512	86846	22005007	台車	1990/3/28	TK－T10

備品等（Ｉ種）

	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
513	86863	31002010	スライド映写機	1998/12/2	エルモ　301AF　レンズ・ケース付
514	86878	45002001	黒板	1988/7/20	1800×900
515	86879	45002001	黒板	1988/7/20	1800×900
516	86880	45002001	黒板	1988/7/20	1800×900
517	86881	45002001	黒板	1988/7/20	1800×900
518	86883	45002001	黒板	1988/7/20	1800×900
519	86887	45002001	黒板	1988/7/20	1800×900
520	86888	45002001	黒板	1988/7/20	1800×900
521	86890	45002001	黒板	1988/7/20	1800×900
522	86892	45002001	黒板	1988/7/20	1800×900
523	86893	45002001	黒板	1988/7/20	1800×900
524	86904	47001001	脚立	1988/6/30	ナカオAS－250
525	86905	47001001	脚立	1988/6/30	ナカオAS－250
526	86906	48001001	工芸品	1989/3/31	金屏風　対　2464×767×6曲
527	86908	48003001	日本画	1988/6/28	山水画中沢樹芳作
528	86909	48003001	日本画	1988/6/30	お茶教室用掛軸
529	86910	48003001	日本画	1988/6/28	山水画横堀泉甫作
530	86911	48003001	日本画	1988/6/30	床の間用掛軸
531	86912	48003002	洋画	1995/6/16	バルコニー　　マネ　複製
532	87399	22005007	台車	1989/3/30	ITO
533	87400	22005007	台車	1989/3/30	ITO
534	91803	1001006	会議用机	1989/12/26	幕板付長机　ホウトク　ウイングFX3
535	91804	1001006	会議用机	1989/12/26	幕板付長机　ホウトク　ウイングFX3
536	91812	1001006	会議用机	1989/12/26	幕板付長机　ホウトク　ウイングFX3
537	91820	1001006	会議用机	1990/6/1	幕板付会議用テーブル　ウイングFX
538	91824	1001006	会議用机	1989/12/26	幕板付長机　ホウトク　ウイングFX3
539	91830	1001006	会議用机	1989/12/26	幕板付長机　ホウトク　ウイングFX3
540	91835	1001006	会議用机	1989/12/26	幕板付長机　ホウトク　ウイングFX3
541	91836	1001006	会議用机	1989/12/26	幕板付長机　ホウトク　ウイングFX3
542	91847	1001006	会議用机	1989/12/26	幕板付長机　ホウトク　ウイングFX3
543	91854	1001006	会議用机	1989/12/26	幕板付長机　ホウトク　ウイングFX3
544	91855	1001006	会議用机	1989/12/26	幕板付長机　ホウトク　ウイングFX3
545	91856	1001006	会議用机	1990/6/1	幕板付会議用テーブル　ウイングFX
546	91862	1001006	会議用机	1989/12/26	幕板付長机　ホウトク　ウイングFX3
547	91885	1001006	会議用机	1989/12/26	幕板付長机　ホウトク　ウイングFX3
548	91887	1001006	会議用机	1989/12/26	幕板付長机　ホウトク　ウイングFX3
549	91893	1001006	会議用机	1989/12/26	幕板付長机　ホウトク　ウイングFX3
550	91894	1001006	会議用机	1989/12/26	幕板付長机　ホウトク　ウイングFX3
551	91895	1001006	会議用机	1990/6/1	幕板付会議用テーブル　ウイングFX
552	92129	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー　コトブキ　FC
553	92132	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー　コトブキ　FC
554	92134	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー　コトブキ　FC
555	92137	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー　コトブキ　FC
556	92141	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー　コトブキ　FC
557	92142	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー　コトブキ　FC
558	92145	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー　コトブキ　FC
559	92151	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー　コトブキ　FC
560	92153	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー　コトブキ　FC
561	92165	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー　コトブキ　FC
562	92167	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー　コトブキ　FC
563	92169	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー　コトブキ　FC
564	92171	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー　コトブキ　FC
565	92174	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー　コトブキ　FC
566	92177	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー　コトブキ　FC
567	92184	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー　コトブキ　FC
568	92186	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー　コトブキ　FC
569	92190	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー　コトブキ　FC
570	92203	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー　コトブキ　FC
571	92208	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー　コトブキ　FC
572	92211	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー　コトブキ　FC
573	92212	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー　コトブキ　FC
574	92214	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー　コトブキ　FC
575	92220	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー　コトブキ　FC
576	92221	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー　コトブキ　FC

備品等（Ｉ種）

	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
577	92225	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
578	92231	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
579	92234	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
580	92235	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
581	92236	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
582	92237	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
583	92245	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
584	92250	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
585	92257	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
586	92258	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
587	92269	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
588	92270	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
589	92272	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
590	92274	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
591	92275	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
592	92276	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
593	92281	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
594	92292	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
595	92294	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
596	92296	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
597	92300	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
598	92303	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
599	92306	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
600	92307	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
601	92315	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
602	92319	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
603	92322	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
604	92323	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
605	92327	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
606	92331	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
607	92334	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
608	92337	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
609	92340	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
610	92350	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
611	92353	1002005	会議用椅子	1989/12/27	スタッキングチェアー コトブキ FC
612	92827	22005007	台車	1989/12/27	イス運搬車 コトブキ FE－374
613	92836	22005007	台車	1989/12/27	イス運搬車 コトブキ FE－374
614	110565	1001023	移動ステージ	1993/3/22	1800×900×250
615	110566	1001023	移動ステージ	1993/3/22	1800×900×250
616	110568	1001023	移動ステージ	1993/3/22	1800×900×250
617	110569	1001023	移動ステージ	1993/3/22	1800×900×250
618	110570	1001023	移動ステージ	1993/3/22	1800×900×250
619	110572	1001023	移動ステージ	1993/3/22	1800×900×250
620	110573	1001023	移動ステージ	1993/3/22	1800×900×250
621	110582	1001023	移動ステージ	1993/3/22	1800×900×250
622	140066	13006004	コンパクトディスク	2011/2/2	コンパクトディスク TASCAM CD－200
623	140067	13006004	コンパクトディスク	2011/2/2	コンパクトディスク TASCAM CD－200
624	140068	13006004	コンパクトディスク	2011/2/2	コンパクトディスク TASCAM CD－200
625	140069	13006004	コンパクトディスク	2011/2/2	コンパクトディスク TASCAM CD－200
626	140070	13006004	コンパクトディスク	2011/2/2	コンパクトディスク TASCAM CD－200
627	143267	34008050	医療用品収納ケース	2012/3/12	AED壁掛け型収納ケース 日本光電YZ－041H7【オレンジ】
628	143275	1001016	演台	2012/3/14	演台 コクヨ WA－182T(色:チーク)
629	145909	99001099	その他	2013/3/7	パネル収納運搬車 横積型 W1900×D1240×H1635
630	148424	1001021	作業台	2013/12/17	高所作業台（ジッピー） JAS－ZS190
631	148425	1001021	作業台	2013/12/17	高所作業台（ジッピー） JAS－ZS190
632	153131	30001013	ワイヤレスアンプ	2015/2/6	800MHz帯ポータブルワイヤレスアンプ（CDプレーヤー内蔵）
633	172097	5001001	印刷機	2018/11/29	理想科学工業リソグラフ印刷機（SF635 A3対応）
634	172225	22005007	台車	2018/4/1	コクヨTK-42
635	172226	45002001	黒板	2018/4/1	1800×900
636	174793	31002044	液晶プロジェクター	2019/4/15	液晶プロジェクター（エプソンEB-2142W）
637	178438	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION デリカステージ（外折式） No.488NS（高さ800㎜タイプ） W2400×D1200×H800
638	178439	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION デリカステージ（外折式） No.488NS（高さ800㎜タイプ） W2400×D1200×H801

備品等（Ｉ種）

	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
639	178440	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION　デリカステージ（外折式）　No.488NS（高さ800㎜タイプ）　W2400×D1200×H802
640	178441	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION　デリカステージ（外折式）　No.488NS（高さ800㎜タイプ）　W2400×D1200×H803
641	178442	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION　デリカステージ（外折式）　No.488NS（高さ800㎜タイプ）　W2400×D1200×H804
642	178443	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION　デリカステージ（外折式）　No.488NS（高さ800㎜タイプ）　W2400×D1200×H805
643	178444	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION　デリカステージ（外折式）　No.488NS（高さ800㎜タイプ）　W2400×D1200×H806
644	178445	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION　デリカステージ（外折式）　No.488NS（高さ800㎜タイプ）　W2400×D1200×H807
645	178446	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION　デリカステージ（外折式）　No.488NS（高さ800㎜タイプ）　W2400×D1200×H808
646	178447	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION　デリカステージ（外折式）　No.488NS（高さ800㎜タイプ）　W2400×D1200×H809
647	178448	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION　デリカステージ（外折式）　No.488NS（高さ800㎜タイプ）　W2400×D1200×H810
648	178449	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION　デリカステージ（外折式）　No.488NS（高さ800㎜タイプ）　W2400×D1200×H811
649	178450	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION　デリカステージ（外折式）　No.488NS（高さ800㎜タイプ）　W2400×D1200×H812
650	178451	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION　デリカステージ（外折式）　No.488NS（高さ800㎜タイプ）　W2400×D1200×H813
651	178452	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION　デリカステージ（外折式）　No.488NS（高さ800㎜タイプ）　W2400×D1200×H814
652	178453	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION　デリカステージ（外折式）　No.488NS（高さ800㎜タイプ）　W2400×D1200×H815
653	178454	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION　デリカステージ（外折式）　No.488NS（高さ800㎜タイプ）　W2400×D1200×H816
654	178455	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION　デリカステージ（外折式）　No.488NS（高さ800㎜タイプ）　W2400×D1200×H817
655	178456	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION　デリカステージ（外折式）　No.488NS（高さ800㎜タイプ）　W2400×D1200×H818
656	178457	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION　デリカステージ（外折式）　No.488NS（高さ800㎜タイプ）　W2400×D1200×H819
657	178458	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION　デリカステージ（外折式）　No.488NS（高さ800㎜タイプ）　W2400×D1200×H820
658	178459	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION　デリカステージ（外折式）　No.488NS（高さ800㎜タイプ）　W2400×D1200×H821
659	178460	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION　デリカステージ（外折式）　No.488NS（高さ800㎜タイプ）　W2400×D1200×H822
660	178461	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION　デリカステージ（外折式）　No.488NS（高さ800㎜タイプ）　W2400×D1200×H823
661	178462	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION　デリカステージ（外折式）　No.488NS（高さ800㎜タイプ）　W2400×D1200×H824
662	178463	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION　デリカステージ（外折式）　No.488NS（高さ800㎜タイプ）　W2400×D1200×H825
663	178464	1001023	移動ステージ	2020/7/22	LION　デリカステージ（外折式）　No.488NS（高さ800㎜タイプ）　W2400×D1200×H826
664	187055	30001024	ワイヤレスマイクロホン	2023/1/18	ワイヤレスマイクロホン（ハンド型）PANASONIC WX-4100B
665	187056	30001024	ワイヤレスマイクロホン	2023/1/18	ワイヤレスマイクロホン（ハンド型）PANASONIC WX-4100B
666	187057	30001024	ワイヤレスマイクロホン	2023/1/18	ワイヤレスマイクロホン（ハンド型）PANASONIC WX-4100B
667	187058	30001024	ワイヤレスマイクロホン	2023/1/18	ワイヤレスマイクロホン（ハンド型）PANASONIC WX-4100B
668	187059	30001024	ワイヤレスマイクロホン	2023/1/18	ワイヤレスマイクロホン（ハンド型）PANASONIC WX-4100B
669	187060	30001024	ワイヤレスマイクロホン	2023/1/18	ワイヤレスマイクロホン（ハンド型）PANASONIC WX-4100B
670	187061	30001024	ワイヤレスマイクロホン	2023/1/18	ワイヤレスマイクロホン（ハンド型）PANASONIC WX-4100B
671	187062	30001024	ワイヤレスマイクロホン	2023/1/18	ワイヤレスマイクロホン（ハンド型）PANASONIC WX-4100B

備品等（Ｉ種）

	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
672	187063	30001024	ワイヤレスマイクロホン	2023/1/18	ワイヤレスマイクロホン（ハンド型）PANASONIC WX-4100B
673	187064	30001024	ワイヤレスマイクロホン	2023/1/18	ワイヤレスマイクロホン（ハンド型）PANASONIC WX-4100B
674	187065	30001024	ワイヤレスマイクロホン	2023/1/18	ワイヤレスマイクロホン（タイピン型） PANASONIC　WX-4300B
675	187066	30001024	ワイヤレスマイクロホン	2023/1/18	ワイヤレスマイクロホン（タイピン型） PANASONIC　WX-4300B
676	187067	30001024	ワイヤレスマイクロホン	2023/1/18	ワイヤレスマイクロホン（タイピン型） PANASONIC　WX-4300B

備品等（Ｉ種）

No.	備品番号	物品番号	品名	取得日	規格
1	4917	1001033	教壇	2008/3/28	コクヨ　SG－K105NN
2	4918	1001033	教壇	2008/3/28	コクヨ　SG－K105NN
3	18276	1001006	事務机	1988/3/29	コクヨSD－S6S3
4	18278	1001006	事務机	1988/3/29	ITODP－4
5	18279	1001006	事務机	1988/3/29	コクヨSD－S6S3
6	18280	1001006	事務机	1988/3/29	コクヨSD－S6S3
7	18286	1001016	演台	1988/3/31	コクヨWA－15R
8	18287	1001018	展示台	1994/7/25	ITO陳列台FCD－612
9	18288	1001018	展示台	1994/7/25	ITO陳列台FCD－612
10	18289	1001018	展示台	1994/7/25	ITO陳列台FCD－612
11	18290	1001018	展示台	1994/7/25	ITO陳列台FCD－612
12	18291	1001018	展示台	1994/7/25	ITO陳列台FCD－512
13	18292	1001018	展示台	1994/7/25	ITO陳列台FCD－512
14	18302	1003002	両開保管庫	1988/3/29	コクヨ
15	18303	1003002	両開保管庫	1988/3/29	S－Z360
16	18304	1003002	両開保管庫	1988/3/29	コクヨSZ－360
17	18309	1003010	ロッカー	1988/3/29	コクヨLK－24AY
18	18310	1003018	整理棚	1988/3/29	コクヨSE－06656A
19	18311	1003018	整理棚	1988/3/29	コクヨSE－06656A
20	18312	1003018	整理棚	1988/3/29	コクヨSE－06656A
21	18313	1003018	整理棚	1988/3/29	コクヨSE－06656A
22	18314	1003021	陳列ケース	1988/3/28	ITOFCD－513
23	18315	1003021	陳列ケース	1988/3/31	ITOFCD－613
24	18316	1003021	陳列ケース	1988/3/31	ITOFCD－613
25	18318	1003026	金庫	1988/3/29	ITO504W
26	18347	1004006	パンフレット立て	1988/3/29	ITOK44－9
27	18348	1004006	パンフレット立て	2001/5/25	ITO　マガジンスタンド　4列5段
28	18349	1004006	パンフレット立て	2001/5/25	ITO　マガジンスタンド　4列5段
29	18350	1004006	パンフレット立て	2001/12/14	コクヨZR－PS113N
30	18353	5007001	裁断器（機）	2003/12/10	マイツ　MC－425AP
31	18355	12001001	表彰用盆	1988/3/31	ITOST－54
32	18357	17001001	図書	1988/3/31	「路」藤枝静男
33	18394	48003001	日本画	1987/3/30	海坂表紙画綴2冊1組
34	18395	48003001	掛軸	1987/3/30	相生垣爪人自画像
35	18396	48003001	日本画	1987/3/30	色紙ぽっぺんとこけし6枚1組
36	18397	48003001	日本画	1987/3/30	海坂表紙絵4枚1組
37	18398	48004001	掛軸	1994/3/17	原田濱人句（枯草）
38	18399	48004001	掛軸	1994/3/17	原田濱人句（元日）
39	18400	48004001	掛軸	1994/3/17	原田濱人句（卓の）
40	18401	48004001	掛軸	1994/3/17	原田濱人句（秋日）
41	18402	48004001	掛軸	1994/3/17	原田濱人句（水の）
42	18403	48004001	掛軸	1994/3/17	原田濱人句（若葉）
43	18404	48004001	掛軸	1994/3/29	内田六郎　自由律の句
44	18405	48004001	掛軸	1994/3/29	瓜人　四季の句
45	18406	48004001	掛軸	1994/3/29	碧梧桐　短冊2枚台貼
46	18407	48004001	掛軸	1994/3/29	雪腸　短冊2枚台貼
47	18408	48004001	掛軸	1994/3/29	瓜人　横物俳画
48	18409	48004001	掛軸	1994/3/29	濱人　半切句
49	18410	48004001	書	1988/10/15	原田浜人書
50	18411	48004001	掛軸	1994/3/29	羽公　横物　一家の燈の句
51	18412	48004001	掛軸	1987/3/31	玉舟和尚書無書蔵軸
52	18413	48004001	書	1990/7/25	捲　正岡子規選評　雪腸句稿37枚
53	18414	48004001	書	1990/7/25	巻物　壁悟桐書簡
54	18415	48004001	書	1991/2/27	色紙「四如春」心平
55	18416	48004001	書	1991/2/27	捲　十湖俳句書　14枚
56	18417	48004001	掛軸	1987/2/1	松島十湖（元日や…）

57	18418	48004001	書	1995/3/20	色紙(清水みのる)
58	18419	48004001	書	1990/7/25	巻物　高浜　虚子書簡
59	18420	48004001	書	1990/7/25	巻物　雪腸句原稿　子規添削書簡
60	18421	48004001	掛軸	1990/7/25	掛け軸　雪腸作
61	18422	48004001	古文書	1992/4/9	原稿　自虐　１４１枚
62	18423	48004001	書	1992/4/9	俳句の添削集　５２枚
63	18424	48004001	書	1992/4/9	短冊(本人)１１枚
64	18425	48004001	書	1992/4/9	掛軸(未表装)
65	18426	48004001	書	1992/4/9	書　１枚
66	18427	48004001	書	1992/4/9	俳台
67	18428	48004001	古文書	1992/4/9	原稿　明るい窓２１枚
68	18429	48004001	掛軸	1990/7/25	掛け軸　雪腸作
69	18430	48004001	掛軸	1991/2/27	羽公書掛軸、捲
70	18431	48004001	掛軸	1990/7/25	掛け軸　雪腸外寄せ書き
71	18432	48009002	掛軸	1993/1/12	子規絶筆掛け軸レプリカ
72	18433	48009002	掛軸	1993/3/11	高浜虚子俳句(冬海の)
73	18434	49001001	掛軸	1993/2/25	折本　漱石他１４点
74	18435	49001001	掛軸	1993/2/25	石川啄木書簡
75	18436	49001001	掛軸	1997/10/2	松島十湖俳句一句掛軸
76	18437	49001001	掛軸	1992/7/20	水原秋桜子色紙”ひざまずく童女の”
77	18438	49001001	掛軸	1995/3/31	志賀直哉書簡ペン書き１枚
78	18439	49001001	古文書	1987/10/9	相生垣瓜人自筆原稿(明治草)１
79	18440	49001001	古文書	1987/10/9	百合山羽公自筆原稿(海坂)一組
80	18441	49001001	掛軸	1995/3/31	相生垣瓜人俳画横幅
81	18442	49001001	掛軸	1995/3/31	相生垣瓜人茶杓の歌
82	18443	49001001	掛軸	1995/3/31	虚子短冊台貼り
83	18444	49001001	掛軸	1995/3/31	原田浜人半切り句
84	18445	49001001	掛軸	1991/2/27	軸　虚子原田浜人宛書簡
85	18446	49001001	古文書	1991/2/27	原稿　原田浜人３２５枚１冊
86	18447	49001001	古文書	1986/7/23	小説悲しき配分原稿他６６点
87	18448	49001002	古書籍	1992/4/9	松島十湖随筆集　５冊
88	18450	50001003	複製品	1995/3/20	近代文学手稿１００選
89	18461	1003021	陳列ケース	1993/2/20	PLUS　ZHA－5202　シルバー
90	153376	1003018	整理棚	2015/2/27	MMA-6672-5KS　連結
91	153377	1003018	整理棚	2015/2/27	MMA-6672-5KS　連結
92	153378	1003018	整理棚	2015/2/27	MMA-6672-5KS　連結
93	153379	1003018	整理棚	2015/2/27	MMA-6672-5KS　連結
94	153380	1003018	整理棚	2015/2/27	MMA-6672-5KS　連結
95	153381	1003018	整理棚	2015/2/27	MMA-6572-5RS　連結
96	153382	1003018	整理棚	2015/2/27	MMA-6572-5RS　連結
97	153383	1003018	整理棚	2015/2/27	MMA-6572-5RS　連結
98	153384	1003018	整理棚	2015/2/27	MMA-6572-5RS　連結
99	153385	1003018	整理棚	2015/2/27	MMA-6572-5RS　連結
100	153386	1003018	整理棚	2015/2/27	TMCR77SWN　7段
101	153387	1003018	整理棚	2015/2/27	TMCR77SWN　7段
102	153388	1003018	整理棚	2015/2/27	TMCR77SWN　7段
103	153389	1003018	整理棚	2015/2/27	TMCR77SWN　7段
104	153390	1003018	整理棚	2015/2/27	TMCR77SWN　7段
105	153391	1003018	整理棚	2015/2/27	TMCR77SWN　7段

別紙２　リスク分担表

種　　類	内　　容	負担者	
		市	指定管理者
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○
その他の制度変更	指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
需要変動	需要変動による収入の減少又は経費の増加		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費	○	
	不可抗力に伴う事業の中断	協議事項	
施設の損壊等による修繕、事業の中断	指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断等		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で１件６０万円以上のもの	○	
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で１件６０万円未満のもの		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕等に伴う事業の中断等	協議事項	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期		○
第三者への賠償	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
引継費用	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

※　この表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、市と指定管理者協議の上、リスク分担を決定します。

※　利用者の被災に対する責任については、原因が施設の瑕疵によるものについてのみ、市の責任とします。

※　指定管理者は、自らの責に帰すべき事由による施設及び設備の賠償保険に入らなくてはいけません。

※　その他の指定管理者の役割

・指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、本施設を常に良好な状態に管理する義務を負います。

・指定管理者は、施設利用者の被災に対し、現場で対応する責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切に対応し、速やかに市に報告をしなければならない。

※　指定管理者が、管理施設に関する独自ウェブサイト（ホームページ）を作成、公開、維持管理する場合は、ウェブサイトに脆弱性等が存在しないよう、情報のセキュリティの確保に十分注意するとともに市（所管課）に報告してください。

なお、トラブル等発生時には直ちにその旨を市（所管課）に報告してください。